

6 いじめ防止基本方針

令和8年度 波野小中学校いじめ防止基本方針 (平成26年2月策定・年度毎に一部改訂)

I いじめ防止に対する基本的な考え方

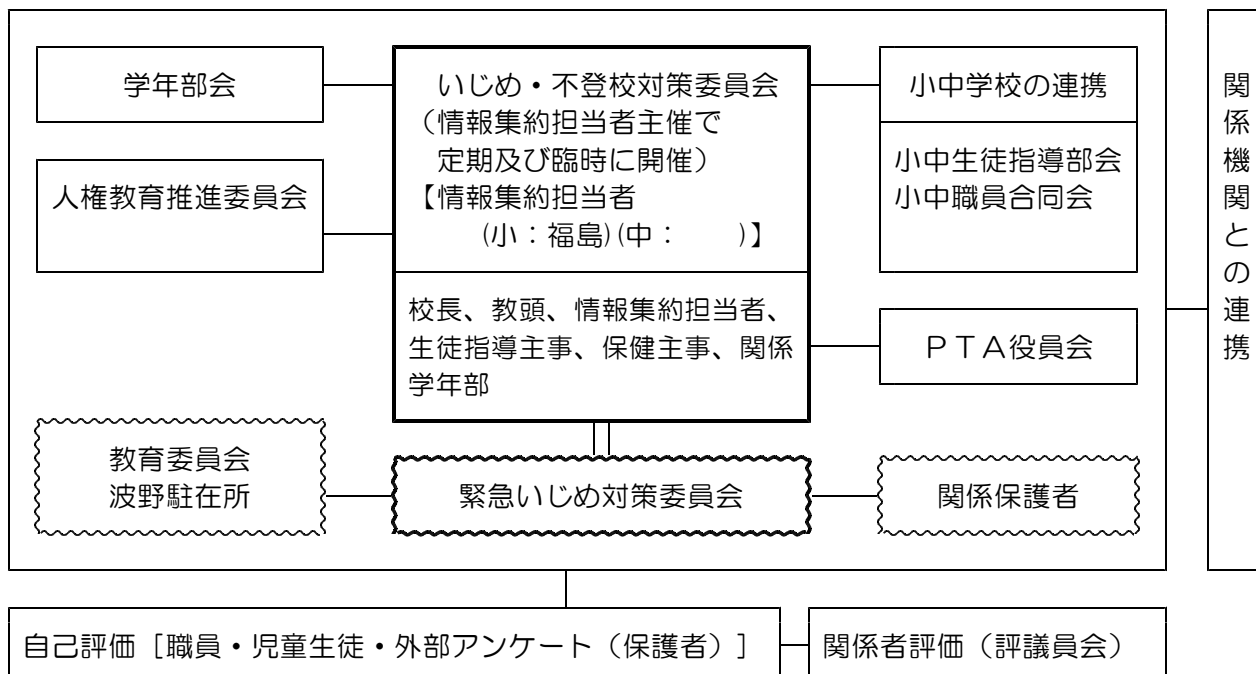
1 いじめ防止に対する基本理念

- どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る、どの学校でも起こり得る問題である。
- 「いじめは心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない卑劣な行為である。」という基本認識にたち、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう取り組まなければならない。
- 人権に関わる重大な問題であり、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

II いじめの防止等の対策のための組織



※いじめ・不登校対策委員会：定例で月1回（必要に応じ臨時開催）

※波野小中職員合同会：必要に応じ開催

※波野小中生徒指導部会：必要に応じ開催

※緊急いじめ対策委員会：緊急を要するいじめが起きた場合直ちに開催

Ⅲ いじめの防止等に関する措置

1 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で指導を行う。
- 道徳の時間を要としながら、教育活動全体を通して道徳教育の推進を図り、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」態度と心情を培う。

(2) 人権意識・人権感覚の高揚

- 校内の言語環境の整備
 - ・教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招くという認識の下、職員が常に自分の言動を振り返る。
 - ・体罰は暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、児童、生徒を傷つけ、他の児童、生徒によるいじめを助長するものであるという認識の下、体罰は絶対に行わない。
- 児童会・生徒会（人権・環境委員会）による人権啓発活動の推進
 - ・熊本県人権子ども集会への参加、人権標語募集、波野子ども人権集会の企画運営等をととした児童、生徒主体の人権啓発活動を推進する。
- 年間指導計画に基づいた人権教育の推進
- アサーションスキルの高揚とストレスマネジメント教育の推進

(3) 自己有用感を高める教育活動の推進

- 「ピースフル阿蘇運動」
 - 児童会・生徒会が中心となり、ピースフル阿蘇運動を推進し、生徒会の主体的な取組により児童生徒自らが「いじめゼロ」を目指す。
- 児童、生徒自らが企画運営する児童会・生徒会活動や学級活動の活性化を図る。
- 「わかる・できる」授業づくりの推進
 - 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図ることで学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- 地域と連携したキャリア教育の推進、伝統芸能の取組等を通して地域への誇りと自信、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせる。

(4) 子どもと向き合う時間の確保

- 職員が子どもを見つめ、子どもと向き合う時間を確保するための学校改革を推進する。

(5) 小中連携

- 波野小中職員合同会（必要に応じ開催）
 - 児童生徒の情報交換や生徒指導・生活指導において小中で共通理解すべき点を出し合い確認する。
- 波野小中生徒指導部会（定例で月1回）
 - 小中学校の教頭、情報集約担当者、生徒指導担当職員で児童生徒の情報交換、生徒指導上の課題、合同会の内容等について協議する。

(6) 家庭・地域との連携

- いじめ防止基本方針を保護者と共有し、学校と家庭が連携して取り組んでいくべきものであるという認識を持つ。
- 家庭と連携した情報モラル教育の充実
 - 特に課題となっているスマートフォン・携帯電話等の使用について、啓発をしたり家庭でルールを決めたりするなど、家庭での指導を徹底するようにする。

2 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 「早期発見・早期解決」に対する意識の高揚

○いじめはどの学校でも、どの児童、生徒にも起こりうるものであるという基本認識に立ち、些細な兆候も見逃さないよう、全ての職員が児童、生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。

(2) いじめ・不登校対策委員会の開催（毎月）

○問題が起きてから開催するのではなく、定期に開催することにより、積極的な生徒指導の充実を図る。

(3) 子どもを語る会・校務支援システム活用による情報交換

○気になる児童、生徒がいる場合には、職員間で気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童、生徒を見守る。

※気になる児童、生徒がいる場合には、会を待たずに直ちに報告し学年部等で話し合いをし、必要に応じて委員会を開く。

(4) アンケート及び個人面談の実施

○生徒会による学校生活アンケート・面談（6月）

○心のアンケート・面談の実施（12月）

○心と体の振り返りシート、生活アンケート（毎月）等の実施

※アンケート後、全児童、生徒との面談を実施し児童、生徒の悩みや人間関係を把握する。

(5) 小中学校の連携

○乗り入れ指導、合同学習、合同授業研究会、行事等において、児童、生徒の様子を観察し、日常的な情報交換を行う。

(6) 家庭や地域、関係機関等と連携した取組

○いじめ問題が起きたときには家庭との連携をより密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子等についての情報を集めて指導に生かす。

○学校や家庭に話すことができないような状況を考慮し、「熊本県子どもいじめ相談電話」等のいじめ問題などの相談窓口の周知を徹底する。

○必要に応じて各種団体や専門家に協力を求めることで早期解決を図る。

3 いじめに対する措置

対応の基本姿勢

○いじめを認知した場合は、会を待つことなく直ちに教頭、校長へ報告する。

○担任、担当だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての職員で組織的に対応し、的確な役割分担で問題の解決にあたる。

○情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童、生徒の身の安全を最優先に考えた対応を行う。

○ネット（SNS）上での軽はずみな誹謗中傷は、たとえそれが冗談や悪ふざけであっても、名誉毀損やプライバシーの侵害となり、個人に留まらず社会全体に対しても大きな影響を及ぼすことを、児童、生徒全員に周知徹底する。

○いじめている児童、生徒及び観衆・傍観者の立場にいる児童、生徒に対する指導においても、全職員で組織的に対応する。

(1) いじめを認知した場合

情報と認識の共有化		
正確な情報収集と記録・分析 ○児童、生徒からの聞き取り ○まわりの児童、生徒からの聞き取り ○保護者からの聞き取り 全職員への報告・現状認識の共有		
対策の検討（いじめ・不登校対策委員会） 情報集約担当者主催		
○対応への全職員の意思の統一		
組 織 対 応		
個別の対応	周囲の児童、生徒への対応	保護者への対応
○いじめられた児童、生徒に ・その子を守る姿勢 ・話してくれた勇気をほめる。 ・心のケア ・何でも相談 ○いじめた児童、生徒に ・いじめは絶対に許されない。 ・心に寄り添った相談的な指導	○いじめは許されないという毅然とした姿勢 ○自分の立場を考えさせる ○観衆・傍観者はいじめの側と同じである ○無関心がいじめや差別につながる	○誠意ある謝罪 ○指導方針・対策の説明 ○共通理解 ○連携・協力
事後指導（解決・報告・継続観察）		
○事例の分析と再発防止に向けた改善策の立案 ○長期間の継続観察と指導 ○学級づくり、生徒指導等の見直し		
体制の強化（日常の取組）		

(2) 緊急を要するいじめ事案について

- 緊急を要する問題（児童、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）が発生した場合は、早急に教育委員会に報告、対策委員会を設置する。
- 緊急いじめ対策委員会を開催し敏速な対応（情報の収集と整理、報告、教育委員会等への相談、いじめられた児童、生徒への対応、いじめた児童、生徒への対応、全児童、生徒への対応、保護者への説明、マスコミ対策等）を行う。犯罪性のあるいじめ・自殺等については警察との連携・協力体制の整備を図る。

4 いじめ問題の取組の検証・見直し

(1) 日常の点検・見直し

- 朝会や職員会議、校内研修をとおして、自らの言動やいじめ防止の取組について振り返るとともに、通知文等の周知徹底を図る。
- いじめ問題の取組等について、年回3回の職員による自己評価（「教職員の振り返りチェックリスト」等の活用）による点検・見直しを実施する。

(2) 学校評価

- 自己評価、保護者アンケートの結果をもとに学校の取組について点検・見直しを実施する。
- 学校関係者評価（学校評議員会）において、取組について説明し、評価をもとに改善を図る。